



パットワールド®

PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 54 2008年05月30日

台湾知財だより(1)

本コーナーを担当することになりました島直史です。私は2008年3月から台北事務所へ出向しております。日本の皆様との橋渡し役を果たしながら、台湾における知的財産の実務を学ぶために赴任してきました。赴任中に台湾の知財分野で気づきましたところを本コーナーでお知らせしていく予定でありますので、どうぞ宜しくお願い致します。

第一回目はすこぶる硬い情報になりますが、台湾智慧財産局(TIPO)が発表しました過去5年間の出願統計をご案内いたします。



記

【台湾の直近5年間における特許・実用新案・意匠・商標の申請状況】

2007年の特許(実案と意匠含む)の新規出願は81,820件でした。全体では毎年約1%から2%の増加率で推移しています。部門別にみますと、意匠は減少傾向にあり、実案は毎年23,000件台で増減に大きな変化はなく、そして特許は毎年3%から4%の増加傾向にあります。

特許(実案と意匠含む)の査定に不服とする訴願は2006年に初めて1000件を下回り、2007年はこれまでで最も少ない686件でした。これはTIPOの審査が向上し、局外からもTIPOの判断を肯定する確率を高めている所以と言えます。

他方、商標の新規出願は緩やかではありますが減少しています。2003年11月施行の現行法から一出願で多区分指定が可能になりましたので、分類件数にしますとそれほどの減少にはなっていないと言えます。

査定に対する訴願(586件)において逆転(原処分取消)したのは2007年で僅か12件だけとなっており、逆転比率は2.27%と極めて低いことが分かります。ただし争議事件(異議申立、無効審判、不使用取消審判など)の審決に対する訴願は587件に対して、逆転したのは66件(11.24%)となっています。

以上

(文彬国際専利商標事務所 島直史)